

## 北九州市社会福祉審議会運営規程（改正案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関の運営について必要な事項を定める。

### （名称）

第1条の2 前条の機関を北九州市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

### （任期、非常勤）

第1条の3 審議会の委員の任期は三年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 審議会の委員は、非常勤とする。

### （臨時委員）

第1条の4 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。  
2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任される。

### （委員長、副委員長及び権限）

第2条 審議会に委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。  
2 委員長は会務を総理する。  
3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### （会議）

第2条の2 審議会は、委員長が招集する。  
2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。  
3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。  
4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、委員とみなして、前2項の規定を適用する。

(専門分科会の設置)

第3条 審議会に、法第11条第2項の規定に基づき、地域支援専門分科会を置く。

- 2 審議会に、法第12条第1項及び第2項の規定に基づき、児童福祉専門分科会を置く。

(専門分科会の委員並びに専門分科会長、副専門分科会長及び権限)

第4条 審議会の専門分科会に属すべき委員は、委員長が指名する。

- 2 専門分科会に、専門分科会に属する委員の互選による専門分科会長及び副専門分科会長各1名を置く。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるときは、副専門分科会長がその職務を代理する。

(専門分科会の審議)

第5条 審議会は、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第8条第2項、同条第9項、母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)第7条、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号)第7条、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月19日条例第64号)第4条第1項、北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年10月7日条例第52号)第4条第3項及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年10月7日条例第53号)第4条第3項に定める意見を求められたときは、児童福祉専門分科会の意見をもって審議会の意見とすることができる。

- 2 専門分科会の招集、議事の定足数及びその議決数については、第2条の2の規定を準用する。

(審査部会)

第6条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定に基づき、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

- 2 児童福祉法第27条第6項に規定する措置、同法第33条第5項に規定する一時保護及び児童福祉法施行令(昭和23年3月31日政令第74号)第29条に規定する里親の認定に関する調査審議等のため、児童福祉専門分科会に審査部会を置く。

- 3 児童福祉法第33条の15の規定に関する調査審議等のため、児童福祉専門分科会に審査部会を置く。
- 4 児童福祉法第34条の15第4項に規定する認可及び第35条第6項に規定する保育所の設置の認可に関する調査審議等のため、児童福祉専門分科会に審査部会を置く。
- 5 児童福祉法第11条第1項第2号りに規定する児童の権利の擁護に関する調査審議等のため、児童福祉専門分科会に審査部会を置く。
- 6 前4項の規定に基づく審査部会の委員は、児童福祉専門分科会に属する弁護士、医師等の委員及び第1条の4に規定する臨時委員の内から委員長が指名する。
- 7 第1項から第5項までの規定に基づく審査部会に、審査部会の委員の互選による部会長及び副部会長各1名を置く。
- 8 各審査部会長は、部務を掌理し、審査部会の審査の経過及び結果をそれぞれの属する専門分科会長に報告するものとする。
- 9 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(審査部会の議事)

- 第7条 審議会は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項に定める意見を求められたときは、身体障害者福祉専門分科会審査部会の意見をもって審議会の意見とすることができる。
- 2 審議会は、身体障害者の障害程度に関する諮問を受けたときは、身体障害者福祉専門分科会審査部会の決議をもって審議会の決議とする。
  - 3 児童福祉法第27条第6項に規定する措置、同法第33条第5項に規定する一時保護及び児童福祉法施行令第29条に規定する里親の認定に関する諮問を受けたときは、前条第2項に規定する児童福祉専門分科会審査部会の決議をもって審議会の決議とする。
  - 4 児童福祉法第33条の15第3項の報告を受けたときは、前条第3項に規定する児童福祉専門分科会審査部会の意見をもって審議会の意見とする。
  - 5 児童福祉法第34条の15第4項に規定する認可及び児童福祉法第35条第6項に規定する保育所の設置の認可に関する諮問を受けたときは、前条第4項に規定する児童福祉専門分科会審査部会の決議をもって審議会の決議とする。
  - 6 児童福祉法第11条第1項第2号りの報告を受けたときは、前条第5項に規定する児童福祉専門分科会審査部会の意見をもって審議会の意見とする。
  - 7 審査部会の招集、議事の定足数及びその議決数については、第2条の2の規定を準用する。

(報告)

第8条 専門分科会長は、専門分科会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果について審議会の委員長に報告するものとする。

(会議の公開等)

第9条 審議会の審議は原則として公開する。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、審議会にあっては委員長、専門分科会にあっては分科会長及び審査部会にあっては審査部会長（以下「定められた者」という。）の決定により非公開とすることができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報（情報公開条例第7条）に該当する事項を審議する場合
- (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(会議録等の公開)

第10条 公開の会議については、その会議録を作成する。会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席した者の氏名
- (6) 議事の概要
- (7) 会議経過（発言の内容）
- (8) その他必要な事項
- (9) 問い合わせ先

2 非公開の会議については、その会議要旨を作成する。会議要旨については、前項の会議録に準ずることとする。ただし、非公開の理由を記載するとともに前項第5号の出席した者の氏名については、出席した者の人数、前項第7号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

3 会議録、会議要旨は公開とする。ただし、定められた者が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議録又は会議要旨の一部を非公開とすることができる。

(委任)

第11条 この規程の施行について必要な事項は、委員長が定める。

付 則 この規程は、昭和61年 1月12日から施行する。

付 則 この規程は、平成 9年11月 1日から施行する。

付 則 この規程は、平成10年 5月 7日から施行する。

付 則 この規程は、平成12年 6月29日から施行する。

付 則 この規程は、平成13年 6月29日から施行する。

付 則 この規程は、平成14年 6月20日から施行する。

付 則 この規程は、平成20年10月31日から施行する。

付 則 この規程は、平成21年11月20日から施行する。

付 則 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

付 則 この規程は、平成25年12月17日から施行する。

付 則 この規程は、平成26年12月16日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の施行の日から施行する。

付 則 この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和 5年12月19日から施行する。